

奥州市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

奥州市監査委員 松本 富二郎

奥州市監査委員 千田 永

奥州市監査委員 佐藤 邦夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成29年10月2日から4日まで

本監査 平成29年10月5日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの(補助金)

団体名	補助金等名称	担当部課等
岩手ふるさと農業協同組合	野菜振興対策事業補助金	農林部農政課
岩手県交通株式会社	水沢街なか循環バス運行事業補助金	総務企画部元気戦略室

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
社会福祉法人 奥州市社会福祉協議会	江刺総合コミュニティセンター	健康福祉部福祉課
株式会社ひめかゆ	奥州湖交流館	商工観光部商業観光課

(3) 監査事項

平成28年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 岩手ふるさと農業協同組合

補助金名称 野菜振興対策事業補助金

補助金の額 4,410,000円(補助対象事業費 33,789,865円)

根拠法令等 奥州市補助金交付規則、奥州市農畜蚕産業振興奨励事業補助金交付要綱

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程におい

てその都度関係職員に改善を求めた。

イ 岩手県交通株式会社

補助金名称 水沢街なか循環バス運行事業補助金

補助金の額 5,405,862円（補助対象事業費 7,075,578円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

施設の名称 江刺総合コミュニティセンター

協定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理料 29,591,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、ヒロノ福祉パーク交流施設条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 株式会社ひめかゆ

施設の名称 奥州湖交流館

協定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理料 7,490,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州湖交流館条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。